

議案第45号

西海市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

西海市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年6月14日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

西海市後期高齢者医療に関する条例（平成20年西海市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第5条」を「第3条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表

西海市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
西海市後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月28日 西海市条例第11号 第1条 (略) (西海市において行う事務) 第2条 西海市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) (略) (8) 長崎県広域連合条例附則第3条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 (9) (略) 第3条～第10条 (略)	西海市後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月28日 西海市条例第11号 第1条 (略) (西海市において行う事務) 第2条 西海市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) (略) (8) 長崎県広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 (9) (略) 第3条～第10条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。